

職員給与等調査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月22日(月)
10時00分開会 11時02分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：川上 均
委 員：山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 議 件
(1) 職員給与等の算定等について
(2) その他
- 6 会議録 別紙のとおり

職員給与等調査特別委員会

【開会 10:00 閉会 11:02】令和3年2月22日

(開会前確認 9:58～9:59)

委員長(中島里司): 会議を始める前に、本日 NHK 帯広放送局より会議中のビデオ撮影について申し出があった。ビデオ撮影の許可について事前に皆さんにお諮りしたい。

この委員会は当初から公開で確認しているが、ビデオということで改めてお諮りし、よろしければ入室を許可したい。

(「異議なし」の声あり。)

委員長: 異議なしと認め、入室を許可する。

—傍聴人入室—

(開会 10:00)

委員長(中島里司): おはようございます。今回で6回目となる職員給与等調査特別委員会を開会する。

今まで協議してきた中でまだ残っていた部分もあり、追加を含め事務局のほうで必要な部分について説明をしていただきながら、協議していきたい。

(1) 職員給与等の算定等について

委員長: 前回1月12日の委員会において、職員側の確認として組合役員に参考人として出席いただき話を伺った。本日は執行側から提出を頂いた資料の確認とこれまでの特別委員会の経過、今後の進め方について確認していきたい。

資料については事前に送付したものである。まず初めに追加資料の説明を事務局長から行う。事務局長

事務局長(田本尚彦): 事務局より、送付をしている資料について説明させていただく。郵送で3種類の資料を送付させていただいた。1つ目が職員給与等調査特別委員会提出資料【令和3年2月22日開催分】ということで、総務課から提供いただいた資料、全体で37ページのもの。それから職員給与等調査特別委員会開催経過として6ページの資料、もう1枚が執行側の説明、組合側の説明について時系列の内容を整理、一覧にしたA3版1枚ものの3種類を送付している。

まず、総務課からの資料について説明する。この資料は委員会の中でまだ確認できていない事項ということで提起をされた部分について、改めて資料提供を求めたもの。

「道町村会法務支援室の回答の中に、仮に遡及するとした場合の事項に関する資料提供ありの回答文書が確認できていない」ということについて委員会で確認があり、今回、「北海道町村会法務支援室長より回答いただいたメールを添付している。メール文にもあるが、北海道町村会法務支援室では、「正確な判断はしかねる旨の回答を頂いていることを申し添えます」ということで、内容としてはメールの内容と共に、解釈に関わる参考文献の写しとして、2ページから34ページまで添付している。

次に2項目目、道総合政策部地域行政局市町村課の回答内容について、「※以下抜粋」として「準じて取り扱うことができる」の解釈説明が記されているが、回答文書が確認できていないという委員会の中での確認だった。これについて、北海道総合政策部地域行政局市町村課からの回答については、「北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課市町村係を經由してメールにて回答を得ております。メール文及び回答資料を提出いたします」ということで、資料の35～36ページが道からの資料である。

最後に、今回の事案の当該職員から令和2年7月20日に文書で疑義確認されたことについて、口頭でなく文書であった理由と、あて先は何処なのか確認できていないというのが委員会の中での要確認項目だった。これに対して「当該職員からの疑義照会文書を資料提出いたします。照会文書からは、確認したいことがあり、証明書を添付するので確認してほしいという、内容を確認することができます。文書にすることで、より具体的な根拠を示した中で確認してほしいという意図だと理解しておりますが、当該職員へ

文書提出に至った理由の確認はしておりません。書類のあて先は、付箋に記載のある「総務課長補佐宛」と認識しております」ということで、37ページ、冊子の一番最後に1枚ものの書類が付いている。

以上が今回改めて執行側、総務課に対して確認したい項目の資料要求ということで提出を受けたものとなる。

委員長：只今、事務局長から資料の説明をいただいた。今日はこれをまず、説明を受けたこと、あるいはお手元の資料について、意見を頂きたい。その前に、前回各委員から出てきたことについては説明の通りだと思う。もし、不足しているものがあれば意見を聞きたい。いかがか。

(「なし」との声あり。)

委員長：無いようなので、他のことも含めて意見を頂きたい。加来委員。

加来委員：資料については特にないが、前回の特別委員会終了後、執行側と組合側の協議が進んでいるのかどうかという状況を把握しているのであれば報告願いたい。

委員長：私は把握していない。事務局長から説明を。

事務局長：執行側、組合側の状況については、前回組合役員に出席いただいて状況の説明をしていただいたところの最後に、12月21日に組合側から2回目の要求書を提出、その後12月29日に執行側から組合に回答の提出を受けている旨説明があった。この後の状況について組合側、そして執行側である総務課に確認したが、要求に対する回答の後、双方から具体的な交渉等の動きはまだ出ていないということで、前回の特別委員会での確認から動きがないところ。

加来委員：進展がないということだが、それはお互いに考慮中ということか。歩み寄りに向けて課題を解決しようとして話し合いをしているのかというような状況は把握できていないか。

事務局長：要求書を受けた町の側では回答書という形で内容を提示しているので、この内容について次のアプローチがあるとすれば回答を受けている組合側のほうでどういうふうにしていくかということになるかと思う。今、組合の側のほうでそれをどういうふうの確認をして整理をしていくのかという内容については、事務局で把握はしていない。行動の事実としてそういうやり取りがあったということのみ確認している。

委員長：今の事務局長からの説明は、執行側については問い合わせについては全部答えを出したということで、組合の動きは把握できていないということ。そういうことで理解いただきたい。

加来委員：次に交渉する日程などは把握しているか。

事務局長：先ほど話したように、組合側で回答を受けたということだが、それに対してどういった対応の方向性かというところは確認していないので、具体的な交渉の予定というのもし聞いていない。

委員長：次の意見を頂く。鈴木委員。

鈴木委員：資料の一番厚手のものの2ページ中段に、色々とどちらにしても難しい問題だというような、どちらの判断もできない、答えもしかならぬといった感じだが、最後に「電話で協議したいと思います」と書かれており、例えばこれ電話の協議簿などのようなものは通常記録していると思うが、そういうのは今更見てもどうかとは思いますが、細かなそういうところまでの提出は無かったという理解でよいか。

事務局長：資料の2ページの中に「正確な判断はしかねますのでご理解願います」「電話で協議したいと思います」と書かれていることについて、この部分に沿って電話の確認を行っているのかどうかも含め、こちらでは確認していない。

鈴木委員：今それが入ったとしても、平行状態が続いているのが今の状況。これから組合がどういったアクションを起こすかにもよるが、全体を通じて言えば問題点も抽出されたところがあり、それを加味したうえで今後どういうふうにしていくかと考えると、委員会としてはある一定の判断をそろそろ付けていかなければならないかなど。今後は労使関係の話になっていくので、今の段階ではちょっとまとめていく方向、委員会としてはこれが限界かなと感じている。

委員長：次の意見を頂く。川上委員。

川上委員：内容等については特に時系列を含めて、この間の経過も含めてあると思うので、特に問題ないと思う。

委員長：他に、この資料等について何かないか。

それでは次の、先ほど鈴木委員から出た、この先のことを若干触れていたもので、この先、当委員会としてはどう取り組んでいくかということをお諮りしたい。これは全委員から意見を頂きたい。鈴木委員。

鈴木委員：先ほどちょっと発言したが、もう私たち、議会が仲介に入るという話では当然ない。事実関係を整理した関係で6回にわたって行ってきた。大体どちらの言い分も出てきたので、それらを含めて冷静に判断して、これが良いこれが悪いというより事実をしっかりと議会として報告していくというのがこの委員会の多分目的になると思うので、これ以上のことは多分もう、ちょっと難しいのかなと。もう労使関係の話になってくるので。ただ議会としてはこれまで理事者側、更には組合側との話を聞いた上での報告を粛々と上げていくということが、多分この委員会の落としどころになっていくのかなと感じている。これを持ってまとめに入っていくことでよろしいかと私は思う。

委員長：今の意見で他にご意見は。加来委員。

加来委員：この特別委員会を設置した経緯・経過についても資料としてあるが、これまでの議会、全員協議会での意見も踏まえて、設置についても半々の意見の中で設置して、この委員会の調査の仕方、在り方等についても色々な議員の中では意見があった中で、調査してきた中では、今まだ交渉途中の中で最終報告をまとめてしまっただけなのか。今後問題が出てこないのか、それが正しい方向にまとまったのか、というところを委員会として調査する義務は最後まであるのだと思う。そんな中で今この6人の特別委員会でこの経緯を他の議員たちがまだ知らされていない中では、3月定例会の時点では中間報告程度、事実関係の経緯等を報告することで、その後、内部の交渉とはいえ議会として特別委員会を設置したのであればその意味も含めて最後まで方向性のある程度見極める必要があるのではないかと、私は思う。

委員長：他に意見はあるか。川上委員。

川上委員：今加来委員からあったように、確かに特別委員会の設置には色々意見があったところだが、今回このような形で双方のある程度の意見を出し尽くしてもらって、特別委員会としてもその中である程度の疑問点を洗い出してきた中で、今後、鈴木委員と同じ考えだが、これ以上延ばしても出てくるものはこれ以上ないのかなと。そういった部分で解決については労使双方で最終的に決着をつけるものだと思うので、委員会としてはそれぞれの意見等を出し尽くした中では、ある程度まとめても良いのではないかと私は思う。

委員長：次の意見を伺う。奥秋委員。

奥秋委員：これを立ち上げる時には五分五分の意見であった。そういう中でこの委員会が立ち上がった。当初は労使が双方で交渉するべきだという判断の中で反対した議員たちはそういう意見のはずなので、当然それは分かっているはず。それでいてここで調査を打ち切るということは、まだ交渉の結論が出ていないので、また何か問題があったときというのも、加来委員が先ほど意見として出したが、私も加来委員の意見に賛成で、やはりこれは最後まで何らかの形で置いておいて、中間報告で3月の議会では行うのがよいのかなと思う。存続する必要はあると思う。

委員長：次の意見を伺う。山下委員。

山下委員：この特別委員会の設置の経緯はそれぞれある。そういった中で今、ここまで進めてきている色々な資料、いろいろな方の話を聞いた中で今に至っているが、実際にこれをまとめるとなるとどういうまとめ方をするのかなという部分はちょっとまだ考え中である。そういった部分でどの時点で報告を最終報告にする、あるいは中間報告にするという部分はあるかも知れないが、そういった部分をまだどうまとめなければならないかは、今のところまとまっていない状況。

委員長：まとまっていないということは、まだまとめる段階ではないという意見ということでしょうか。

山下委員：こういった部分という、明確にポンと出すのは、まだちょっと私としては難しいかなという気がする。

委員長：川上委員。

川上委員：設置の1つの課題として、今回の経過の問題となぜこのようなことが起こったのかの原因の究明、今後これらのことがやはり再発防止として、事案が起こらないためにどのようなことをしていかなければならないのかということ委員会の中ではやっていかな

ければならないと思うし、ある程度その部分は出されたと思う。今後についてといても双方、多分交わらない。この間の経過でいったらどちらかが下がるか、どちらかがひょっとしたら別の形で行動を起こすか、それしか無いと思うが、それらについては委員会としては、もう入る余地のないところだと思うし、結論が出たとしてもそれに対して我々ができるのはコメントすることぐらいしかできないのかなという部分では、一定程度もう限界、まとめた方がこの際良いのかなと私は思う。

委員長：他にあるか。加来委員。

加来委員：川上委員から意見が出たが、全員協議会でこれを設置するときから最終的には労使交渉だという話も出ていたわけで、だけれどもその中で特別委員会というものを設置して、その原因と結果のどこに問題があるのか、そして最終的にどうなるのかということが、この特別委員会の設置する意味だったと思うので、やはり最終的な方向が出ない以上は、今後もし妥協したとしても賠償にするのか、あと、どういう方向があるのか、それがまた予算として上がってきて町民の負担等に関わってくるわけだから、そういうところまでしっかり委員会として方向性を見極めた上で報告すべきではないかと私は思う。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：そういうふうに逆に言っていただけると、自分としてはうれしい。続けるならどんどん続けて、実際の問題点は何だったのかというのを積極的に追及するというのも、一つのこの委員会の役割だと思う。ただ、その後どうやっていくかというのは、今度は議会の立場になると思う。例えば裁判になった時にどうするのか、そこはこの委員会に関係ない話。今まで労使の問題としてきたけれども、労使の問題が議会の中で出てくることはない。これだけ赤裸々にはっきりした事実が出てきた。若しくは理事者側の思い、どういう相談過程でどういうふうになつたというの、両方はっきりしている。その上で一旦ここは報告した方が、これ以上の進展は現状ではないだろうと思っている。ただ、やることに関しては私は構わないけれど、逆にやったほうが私は良いかなと心の中では思っていたが、一旦ここで締めて後は議会に任せるといふ、議会本会議で全員で協議していくという、この我々の報告をした時点で今後議会で協議していくというのがスマートなのかなと。現実的にはもう、どこまで情報が入っているかは別としても、この後は多分法廷での闘争になってくると思うので、私の中ではそういうふうには解釈している。そうなるのと今の段階での報告をした上で、今後は労使関係での状況を見ながら議会でやっていくのが一番よいのかなと思っている。再発防止に関してもこれは指摘事項だと思うので、ただ再発の中身についてを検討する場所ではないので、なぜこうなったのかということ、こういうことをしなければならぬという報告でこの委員会は終わるべきかなと思っている。

委員長：他にあるか。加来委員。

加来委員：議員個々で最終的に今後は質疑等、議会活動、議員活動の中でやっていけばよいということであればこの委員会も最初から設置する意味はないわけで、我々は今委員会としてやらなければならないことを、しっかりと設置した目的があるはずだから、それが最終的な方向が出ない中で、町民に報告してしまう、最終だということは逆に議会としての責務を果たしていないのではないかと私は考える。

委員長：今、加来委員が言われたのは、最終的な段階までこの委員会は調査を続けるべきだという意見と思う。加来委員。

加来委員：今、鈴木委員からもあったように、最終的に法的な場でやらなければならないということになったならなつた時で、そこからは法的な判断に委ねることになるので、それまではやはりどんなふうになるか分からないわけだから、今この段階で法的になる結論が、法的な場にもっていかなければならないという方向が出ているのであればそういう方向で最終報告してもよいのかもしれないが、現状でそれは我々は確認できていないけれど、それは鈴木委員は確認しているのか。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：そういう方向でしかもう解決はないだろうと思っている。これまでの調査、理事者側の話を聞いたり、組合側の話を聞いた時点で妥協点は無いと。これまで調査した中でもうないなというのは私の中で感じたので。それがもし感じていなければもう一回最初から調査しなければならぬかなと。ただ、議会としてのやり方というか、まずここまでの流れというか、議員個々で調べればよいという話もあったが、議員個々でこま

で資料が出てきたのかということ、現実的には難しいと思う。やはりこの調査があったからこそ、理事者側から出てきたり、組合から出てきている。その中にはお互い受け入れられないような中身もあつたりしているので、そこがはっきりしたというのは大きな収穫だつたと思っている。ただ、もちろんこれは不幸なことなので、これをどういうふうに改善していくのかというのはやはり我々が指摘して、ただそれに対する規則や規約を作る委員会ではない。我々はそういう役割ではないので。皆さんの意見の中でまだ調査するというのであれば私は構わないが、これ以上やっても次の会議をいつ、どういうふうに開くかというのは逆に教えていただきたい。

委員長：加来委員。

加来委員：今後どうしていくか教えていただきたいということだが、この委員会は、先ほど今後個々で議員として問題を取り上げていけばいいと先に言ったのは鈴木委員。委員会であるからこういう資料が得られた。それを今後のまちづくりでどう、町の事務事業に活かしていくかというのはとっても大事なことで、その意味があつてこの特別委員会を設置したのだから、それであればやはり今の時点でまだ方向が見えない。例えば町民として裁判になるのか、交渉で終わるのか、賠償を払わなければいけないのか、給与の号俸がどうなるのか、そういうことも当然町民としては知りえる情報だと思うので、そういうことも含めて我々特別委員会として最終的な方向がある程度見えるまで、経緯を見ながら特別委員会で調査することはまだ起きてくることもあるのではないかと。私はそう思ってまだ中間報告にしたほうが良いのかなと思っている。その最終的に執行側と妥結したなら、妥結した方向が本当に町民にとってよいのかということも含めた上での我々の報告が必要ではないかというふうに、私は特別委員会の意味があると思う。

委員長：議長。

議長（櫻井崇裕）：今まで話を聞いて、この委員会を立ち上げて町民に関してもかなり関心を持っている。6回の会議を繰り返しているわけだが、また、議会においても委員会以外の議員においては、委員会委員を含めて一般質問はこの件についてはできない状況が続いている。こういった中でいろんな関心を持っていることに対して、一度、協議中ではあるが中間報告があるか無いかは別として、一回、委員会としての報告をするべきではないかと思っている。その後、継続するか・しないか、組合がどういう対応をするかという状況がまだ不透明なところがあるので、そこら辺も考えた上で皆で協議していただきたい。

委員長：今の議長の話もあつたが、今後、執行側、組合側の行動が予測できないのが今の状況。今後、この委員会を継続して置いておくのも案件が無い限り調査できないわけだから。置いておくことは別に、今議長からあつた一般質問等ができないという制約はあるが、今想像の域を出ないが、組合側が提訴等を行った場合に、加来委員が、その結果を待つて報告すべきだということであれば、訴訟を起こして何箇月かで答えが出るものではないだろう。今までの他の関係で全てを把握しているわけではないが、訴訟を起こしたら一定の期間は掛かると思っている。それが調査終了するまでこの委員会を置いておくというのは、必要なかという点も、意見を聞いてそういう思いをした。加来委員。

加来委員：先ほど私も言ったように、法的に委ねられたことがはっきりしたのなら、それは後は法場で方向が出たことに町が対応するしかないと思う。裁判に訴えるということになった時点で委員会としては調査することはできない、その時点で終わればよいけれども、今まだ交渉中でどうなるか分からない中で、協議の中で妥結することもあるわけだし、その結果が本当によいのか悪いのか、法に訴えることになった場合の経緯とか、そういうことも我々として調査・報告をする義務があるのではないかと。執行側と組合側が裁判になったとした時点で、委員会の報告の仕方があると思う。ずっと裁判中も調査しなければならぬということとは決して私は思っていない。

委員長：川上委員。

川上委員：今色々意見を聞いた中で、私も、確かにまだ双方再交渉の余地があるということは、今までの流れの中であると思う。そういう部分では先のことは確かに分からないけれども、今時点の一回中間報告という形で、今後アクションがあつた時にまた再度委員会を開くような形で、あくまでも継続ということで、今回は中間報告で一定程度まとめて、委員会は継続してもよいかなと思う。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：私も少しずつ、中間報告は必要かなと思う。最後まで、私もどちらかと言えば最後の最後まで見たいというところもあるので、その方が逆にいろんな理事者側からの意見も直接この委員会で聞けるので、ぜひそれは聞きたいところなのだが、逆にちょっと遠慮したというところもある。今、加来委員から、この委員会の設置の最後の結論まで見ていく必要があるという意見もあったので、それであればよいかと。ただ取り扱いについて投げかけたいことは一つあるが、特別委員会で調査中ということで、中々、本会議で一般質問も他の議員もできないけれども、結果的に中間報告さえしておけば町民に知っていただく機会が一つできる。この委員会のメンバーは難しいとしても、この手の関連質問は、今町民が一番望んでいることなのかなというところもあるので、その辺は、一般質問のことは私が言う必要はないが、議長の采配が今度色々出てくるんだろうなというふうに思っているの、その辺は町民に分かりやすい形になるように是非、他の議員にも理解をして、全員協議会等で中間報告の話をしたほうが良いかなと思う。

委員長：他に、加来委員。

加来委員：中間報告するということは私も同じ意見。半数の議員がこの経緯を知らない中で、委員会設置以来、内容を理解していないので、最終でなくても中間報告は今回したほうがよいと思う。この件についての定例会等での発言に関しては今後、議会運営委員会等また全員協議会等でみんなの意見を聞きながら、今までの慣例では特別委員会が設置、委員会で調査中のことは質疑できないという慣例で進めてきているので、そこはまた皆の中で協議していけばよいと思う。

委員長：意見としては継続という意見が多いと思う。それはよいが、中間報告はどの程度まで報告するのか。今配付している資料以外のことについては想像して書くものではないと思っているので、この範囲内で、この資料を提出して現状はこうだという程度の報告になると思うが、そういうことでよろしいか。加来委員。

加来委員：中間報告なので調査経過を、皆に経緯を報告するだけで、今委員長が言った方向でよいと思う。

委員長：次にもう1つ、それぞれの委員にお諮りしたい。次回の会議はどのきっかけで行ったらよろしいか、皆さんの考えを聞きたい。加来委員。

加来委員：最終的には労使交渉の方向の中でということで、先ほど来、意見が出ているので、そこに何らかの動きがあった時に、その状況を踏まえて委員長、副委員長で判断していただければよいと思う。

委員長：結局、労使で動きが無ければ、このまま継続のままで中間報告をして一区切り付けてよいということで、委員会の存続はしておくという理解でよろしいか。鈴木委員。

鈴木委員：基本それでよいと思うけれど、消極的な関わり方をするのか、積極的な関わり方をするのかにもよってくるが、状況によってはもちろんそうやった上で、もし時間が掛かるようであれば我々が、例えば北海道の市町村課に、若しくは北海道の法務担当のところ調査若しくは何か聞きに行くということも当然ありうるということだし、更に、組合側で言えば、今組合側が相談されているところとも話す機会があっても然りだと思う。それをやっても結局今日と同じことになるけれども。ただ、必要に応じてはそういうこともあり得るなというふうに思っているの、委員長に負担をかけるが是非宜しく願いたい。

委員長：直接、当委員会がその中に入っていくことは難しいと思う。鈴木委員。

鈴木委員：法的に必要ななればいくらかでもそういうのは行くべきだと思う。感情的に行くのではなくて、どういう法律の根拠があってというのは、今どちらかといえば当事者同士に聞いているので、第三者に聞く必要が出てくる可能性が今後あるのかなと。状況によっては。そういうことも今後考えていく必要があるのかなと思う。

委員長：大変難しい話で、想定というか想像という先読みというか、そういう中での判断ということだが、その辺については意見として承っておく。実施するかしないかは別。他に、奥秋委員。

奥秋委員：労使交渉の動きを見てからあった時、今まだまだ双方が動いていないところなので、もしかすると明日、明後日動くかもしれない。交渉で動きがあった時にこの委員会を再開したほうがよいと思う。

委員長：そういう前提で今協議しているの、実際にこの委員会を継続、存続させておくということであれば、そういう意見のように委員長としては捉えているので、動きがあったら

という、その動きというのをどれを動きとするかというのは難しいので、それを先ほど加来委員が言ったように、委員長、副委員長に一任ということなので、動きが無ければずっと静かにしているというふうにも捉えておきたいと思っている。私、個人的な考えを委員長の立場で言うてはいけませんが、当委員会について町民が関心を持っていることを、ある程度の中間報告をすることで、それは1つの目的を達成することにはなると思うが、関心を持っておられる町民もあるので、どうしてこうなったんだろうなという思いはあると思う。特に他の町村でも全くゼロではないようだが、私が聞いた限りでは、こういう大きな問題になった町村というのは少ない。それからいくと、その辺を十分議員として、議会として一定の現状では成果が出たと思っていた。この先については、労使交渉がいつでもできる立場にお互いあると思うが、現状では動きが無い。ただ情勢としては町長も2期目がスタートするわけだから、その辺でまたどういう対応になるのかということも含めて静観をしようという答えで皆さんの意見だと思うので、そういう取り扱いをして、中間報告については検討して、3月定例会で報告できるように持っていきたいと思う。そういうことで、継続ということによいか。

(「よい」との声あり。)

委員長：次回の開催については動きが無い限りは開催しない。特別開いても会議する協議が無い訳だから。休憩する。

【休憩 10:49】

【再開 10:50】

委員長：再開する。

今の中間報告の内容等について、経過のみの報告ということによいか。まとめたものは無く、当委員会から意見を付けなくてこういう経過だったと。まとめた、俗にいう総括的な部分で、例えば規約を作る必要があったのではないかと、そういうものは提示しないで、報告だけということによろしいか。加来委員。

加来委員：まず、特別委員会として、まだ方向性は最終報告ではないので、経過報告でよいと思う。その資料としてこの委員会に提出された資料も添付したうえで、他の議員にも分かるような報告書にすべきだと思う。

委員長：他の議員にも分かるようにということは、今日配付した資料ということになるかと思うが、これを全員協議会の中で提出して中間報告と、今こういうことだということによってよいということか。加来委員。

加来委員：報告書の中に添付したうえで参考資料として、中間報告の中で資料として添付したらよいと思う。公式に議会に提出したほうがよいと思う。

委員長：それは中で協議させていただく。他に、鈴木委員。

鈴木委員：中間報告だから羅列して結構だし、ここまで分かった部分について書いても結構だと思う。まとめと言っても、ここではっきりしていることは何かもうわかっているのだからそれは報告すべき。で、「何々をすべきだ」というのはまだちょっとできない。このままこうやって提出されてもみんな困るので、何かある程度一定の形でまとめていただくとうちが分かりやすいかなと思う。

委員長：まとめるとするのは。鈴木委員。

鈴木委員：この30数ページ、それは資料として出してもいいけれど、1つの報告のまとめの中ではこれらが分かりやすく書かれているように、いわゆる委員会報告のような形の中間報告に、ある程度形を持って行ったほうが。単にこれだけ提出されても困るというふうにするので、その辺はここに書いてあること以外、逸脱することが無ければ、正副委員長にお任せしたい。

委員長：お任せということなので、こちらの考え方である程度進めたい。皆さんの意見は意見として承っておく。これに関して新たな意見はあるか。

(「なし」との声あり。)

委員長：この先の作業について、中間報告ということで合意頂いたので、全員協議会にまず報告し、その前に委員会として報告書をこの特別委員会を開催して内容を承知した上で全員協議会に持っていきうにするべきか。一任ということであれば作って全員協議会に諮ることができるが、その辺について意見を伺いたい。鈴木委員。

鈴木委員：それらを含めて、今日のこの中で網羅されているのかなと思うので、この中身で作って報告していただいて構わないと思っている。正副委員長に一任する。

委員長：加来委員。

加来委員：まず、報告書案を作成した上で委員会で皆に確認していただく、その上で全員協議会という委員長のお話だが、委員会で確認することはよいが、全員協議会についてはあくまでも中間報告なので、本会議で報告書を報告することによって、その報告書に対して質疑ができるので、全員協議会を事前に開かなくても、他の委員会で所管事務調査を行って全員協議会をやっているわけではないので、そこは必要ないと思う。もう1回の特別委員会で確認すればよいと思う。その上で、本会議で報告、質疑という通常のやり方でよいと思う。

委員長：他にあるか。私は先ほど特別委員会を先に開催して皆さんにお諮りして全員協議会というお話をしたのは、この中で一任を受けたとは言え、本来、特別委員会はほかの委員会とは違い、短期間の調査ということで対応しているので、先ほど話があったように、全議員に今の調査内容を知らしめるという部分で云々という話もあったので、それであれば全員協議会で事前に諮るべきかなと解釈した。その必要が無いということであれば、特別委員会で内容について協議して頂いて、議長に報告書を提出するという段取りになると思う。そういう形で良いか。加来委員。

加来委員：私はよいと思う。全員協議会で報告書を皆さんに確認してもらうとなると、日程的に3月2日までに資料を作ったり準備した上で、報告は初日がこれまでの流れだと、日程的に厳しい。日程が厳しいからどうこうではなくて、今まで通りの通常の委員会報告で私はよいのではないかと思う。

委員長：それでは正副委員長において中間報告案を作成し、再度、委員会を開催し中間報告を決定し、3月定例会で中間報告をすることとする。他に意見はあるか。鈴木委員。

鈴木委員：基本的にそれでよいと思う。ただ、こういう中間報告をするという報告はあってもよいかと思う。

委員長：そういう形にしていきたいと思う。他にあるか。

（「なし」との声あり。）

委員長：最終的に3月議会は最終日が3月23日を予定しており、最終日に提出をすることになると思う。

それでは予定していた議件については終了した。終わりに当たり意見等の漏れがあれば伺う。鈴木委員。

鈴木委員：継続することなので、3枚ものの5ページ目を見ながら、町長がいわゆる不当労働行為、パワハラ行為として抗議しているというところがあるので、こういうのも含めてまだ本人から聞いていないので、多分町長も次の委員会にはその機会に合わせて来て頂いて、どういう思いでやられたのかというのを含めて、折角継続することになった委員会なので、私はそれをお願いしておく。まあ、でもすぐやってほしいということではなくて、次の動きがあった時に、町長はこの委員会には来ていないので、是非、名前も出ているのでどういう思いでやったかというのは、どうしても聞きたいと思っているので、これは一委員として意見なので考慮いただきたいと思う。

委員長：お聞きしておく。対応についてはどういう方向になるか分からないが、事務局と協議していきたいと思う。他にあるか。

（「なし」との声あり。）

委員長：無いようなので、職員給与等の算定等についての本日の議件はこれで終わらせていただく。

（2）その他

委員長：その他について委員からあるか。

（「なし」との声あり。）

委員長：それでは、本日の職員給与等調査特別委員会を閉会する。